



©こやくんPJ
高野町観光・広報大使

お知らせ版
広報

こうや

2014年(平成26年)

3月

No.83

役場の代表電話番号は56-3000、富貴支所の電話番号は53-2301です。

地域の絆をタスキでつなぐ



『地域の絆をたすきでつなぐ!』を合言葉に第13回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が2月16日和歌山市において開催されました。

紀三井寺公園陸上競技場をスタートし、県庁前までの10区間21.1kmを小中学生がタスキをつなぎました。登録選手が少ない状況でしたが、気持ちを一つに健闘しました。

選手・指導者のみなさん、お疲れ様でした。応援してくださったみなさん、ありがとうございました。

～今月の主な内容～

- P 2 町民広場
- P 3 水道料金・下水道料金等の改定
- P 4 選挙管理委員会からのお知らせなど
- P 5 火災予防運動のお知らせなど
- P 6 町内会長会議が開催されました

- P 7 青少年センターからのお知らせなど
- P 8 児童手当制度についてなど
- P 9 医療費助成制度について
- P 10 消費税率の引き上げについて
- P 11 教育委員会からのお知らせなど

- P 12 後期高齢者医療の健康診査など
- P 13 健康づくりだより
- P 14 国保の保険証についてなど



高野山開創
1200年

町民広場

このコーナーは、町民の皆さんにご利用いただくページです。
町内の催し物や祭りの案内、サークルの会員募集などにご利用下さい。

開創通信 vol. 21

「山の正倉院—高野山靈宝館」



高野山の文化財を収蔵、保存・展示を行っている高野山靈宝館は、今年で開館93年目の年を迎えます。

現在、本館は当時のまま使用され、また日本最古の木造建築博物館として大変貴重であることから、平成10年（1998）に国登録有形文化財に登録されました。

高野山靈宝館の開館のきっかけは、高野山が開創以来、幾度もの大きな火災に見舞われ、弘法大師ゆかりの貴重な文化財を焼失、散逸した苦い経験を経て、これら文化財を保護すべく、大正10年（1921）、大師信者、政財界の支援を得て開館しました。

高野山靈宝館で収蔵する文化財は、金剛峯寺及び山内寺院等の所有する宝物です。指定文化財では、国宝21件、重要文化財143件、指定文化財の数は約28,000点、その他未指定文化財は約50,000点もの膨大な数に及び、また量、質ともに他の地域より群を抜いています。高野山靈宝館が「山の正倉院」と喩えられる所以です。

また、高野山靈宝館では、文化財指定建造物の保存修理事業や火災から文化財である建造物を守るための防災事業も行っています。建造物には避雷針のほか、放水銃やドレンチャーなどの消火設備を設置しており、平素から設備の作動点検や職員による消火訓練も行っています。

高野山で生活する私たちにとって、ごく身近にある文化財は日常生活の一部ですが、その存在は日本だけでなく世界中の人々が関心を寄せる貴重な宝なのです。また、高野山の文化財は、弘法大師の遺徳を今に伝える大切な先人からの「大切な贈りもの」でもあります。

文化財は、私たちの時代だけのものではなく、私たちが先人から受け継いだように、可能な限り良好な状態で、未来に守り伝えるなくてはなりません。

【問い合わせ】 高野山真言宗 総本山金剛峯寺 開創法会事務局 TEL 56-1200

水道料金および下水道料金等の改定について

【平成26年4月から各料金を改定します。】

日頃より、高野町上下水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本町の上下水道事業は、それぞれ水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計として、健全な経営をめざして事業の効率化、人員や経費の削減につとめてまいりましたが、近年の人口減少により、事業収益は年々減少しております。そのため、いずれの会計も一般会計からの補助によって運営を維持しております。

つきましては、今後の事業運営に支障のない範囲で、各事業出来る限り住民負担を抑えた料金改定をすることになりました。

今回は、消費税率の改定がありますが、下水道料金以外は消費税込みの現行料金です。

◆水道料金は、消費税の改定はありますが、消費税込みの現行料金です。

【改定率：約3%の引き下げになります。】

《高野山地区》

(単位：円)

用途区分	料金区分	現行料金 ①	消費税改定による場合の 料金②	現行料金に据置いた場合の 差額分(①-②)	新料金 (現行と同じ。)
家事用	基本(10m ³)	1,770	1,820	△ 50	1,770
	超過(1m ³ 当)	215	221	△ 6	215
営業用	基本(15m ³)	3,300	3,394	△ 94	3,300
	超過(1m ³ 当)	275	282	△ 7	275
寺院用	基本(30m ³)	7,450	7,662	△ 212	7,450
	超過(1m ³ 当)	275	282	△ 7	275
官公署学校用	基本(50m ³)	12,430	12,785	△ 355	12,430
	超過(1m ³ 当)	275	282	△ 7	275
臨時用	基本(15m ³)	8,300	8,537	△ 237	8,300
	超過(1m ³ 当)	485	498	△ 13	485

※施設消火栓供給準備料・消火栓演習使用料・給水負担金については消費税8%を加算します。

◆下水道料金は、資金確保はもとより消費税の改定や、近隣市町の動向をふまえて1m³につき20円の値上げをさせていただきます。【改定率：約16%(税別：約13%)の引き上げになります。】

《高野山地区》

(1m³当たり 単位：円)

用途区分	現行料金(消費税5%)		消費税抜きによる場合の 値上げによる料金①	消費税改定による 消費税分②(①×8%)	新料金 ①+②
	税込み	税抜き			
家事用	120	115	130(15円値上)	10(5円値上)	140(20円値上)
営業用	130	124	139(15円値上)	11(5円値上)	150(20円値上)
寺院用	130	124	139(15円値上)	11(5円値上)	150(20円値上)
官公署学校用	130	124	139(15円値上)	11(5円値上)	150(20円値上)
臨時用	130	124	139(15円値上)	11(5円値上)	150(20円値上)

※井戸・取り水等の使用水量は次のとおり認定され、水道使用分に加算させていただきます。(居住人数の変更は届け出てください。)

居住人数1人当たり

【家事用】

○水道と併用の場合…5m³

○井戸・取り水のみ使用の場合…8m³

【営業用・寺院用・官公署学校用・臨時用】

○別途計算方法により算出

◆特定環境保全公共下水道使用料

◆農業集落排水処理使用料

◆生活排水処理使用料

消費税率の改定はありますが、消費税込みの現行料金です。
【改定率：約3%の引き下げになります。】

【問い合わせ】 生活環境課 上下水道係 TEL 56-3760

<高野町選挙管理委員会からのお知らせ>

○平成25年第4回高野町議会定例会（12月13日）において、4名の選挙管理委員会委員が選任され、平成26年1月18日開催の選挙管理委員会にて委員長・委員長職務代理者が決定しました。（任期満了日 平成29年12月21日）

職名	氏名
委員長	日吉田 健五
委員長職務代理	前 知子
委員	齊藤 天譽
委員	坂口 清英

○任期満了に伴う高野町長選挙の日程が決定しました

選挙期日 平成26年4月20日（日）

告示日 平成26年4月15日（火）

立候補予定者説明会 平成26年3月24日（月）

※立候補予定者説明会を平成26年3月24日（月）午後1時30分から高野町役場 2階会議室で開催しますので、立候補予定者は印鑑持参のうえ時間厳守にて、出席ください。

【問い合わせ】 高野町選挙管理委員会（総務課内） TEL 56-3000

<総務課からのお知らせ>

選挙時のパート職員の登録者を募集します

選挙が実施される際に、事務をしていただける方を募集します。

- 募集職種及び人数：（職種）パート職員 （採用人数）若干名
- 勤務場所：高野町役場及び富貴支所内
- 勤務日及び勤務時間：（勤務日）選挙実施の際の期日前投票期間
（勤務時間）8：30～17：15 休憩有り
- 賃金：日額 6,000円
- 業務内容：期日前投票の受付等の事務
- 採用条件：国政・地方選挙時、高野町に住所を有している方
- 応募方法：「選挙事務パート登録書」（役場窓口・富貴支所で交付）を総務課または富貴支所に提出してください。

【問い合わせ】 総務課 TEL 56-3000（内線121）

<総務課からのお知らせ>

3月の消費生活相談会のお知らせ

相談無料・秘密厳守

日時 3月19日（水） 午後1時から3時まで（毎月第3水曜日に開催）

場所 高野町役場 住民ホール

相談内容 訪問販売、悪質リフォーム、催眠商法、クーリングオフ、多重債務など

※専門の相談員が対応します。電話での相談も受け付けます。

【問い合わせ】 総務課 消費生活相談係 TEL 56-3000

<高野町消防本部・消防署からのお知らせ>

平成26年春季全国火災予防運動が実施されます！

実施期間 平成26年3月1日（土）から3月7日（金）までの7日間

防火標語 「消すまでは 心の警報 ONのまま」

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生及び火災による被害を防ぐことを目的として実施されます。

高野町消防本部でも、火災予防運動期間中に、次のような行事を予定しています。

○街頭防火啓発

日 時 2月28日（金）午前7時30分から午前8時20分頃まで

場 所 本山前駐車場付近

○園児旗パレード

日 時 3月6日（木）午前10時から11時まで

場 所 持明院前駐車場から本山前駐車場までの区間

街頭防火啓発では、消防職員・消防団員が火災予防を呼びかけ、チラシやポケットティッシュを配布予定です。

旗パレードでは、高野山こども園園児が「防火法被」を着用し、旗振り行進を行います。

※サイレン吹鳴のお知らせ

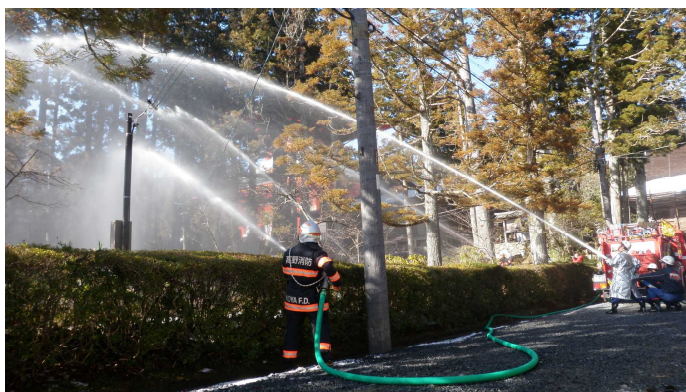
3月1日午前9時より火災予防啓発の為、サイレンを吹鳴しますが、火災とお間違えのないようお願い致します。



第60回文化財防火デーに伴い消防総合訓練を実施しました

昭和24年1月26日、世界最古の木造建築物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことが契機となり、文化財防火デーが制定されました。以来、毎年この日を中心に、各都道府県教育委員会、各消防署、文化財所有者等の協力を得て、文化庁と消防庁が連携・協力して全国各地で防火訓練などの文化財防火運動を展開しています。

高野町でも第60回文化財防火デーの行事として、伽藍境内国宝不動堂からの火災を想定し、消防署・消防団・金剛峯寺自衛消防隊が合同で放水訓練を実施しました。



【問い合わせ】 高野町消防本部 TEL 56-3820

<総務課からのお知らせ>

高野町連合町内会長会議が開催されました

去る2月3日、高野町中央公民館に於いて、平成26年高野町連合町内会長会議が開催されました。

前町内会長の皆様方におかれましては、町行政に多大なるご理解ご協力を賜りましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。また、前連合町内会長としてご尽力いただきました西本夏也氏（弁天通り）に、町から感謝状と記念品が贈られました。

この会議において、次のとおり平成26年の役員が選任されました。新町内会長の皆様方には今年一年、町行政とのパイプ役として何かとご協力をいただきたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

■平成26年高野町連合町内会役員

- ・会 長 大西正人（明編通り）
- ・副 会 長 脇田安男（中の橋）井口登章（南小田原）中谷至告（大滝）垣内宏樹（成金）
- ・理 事 岡北賢幸（玉川通り）北浦正勝（鶯谷第一）蔭山幸夫（紫雲団地）刀祢尋一（神谷）
上田静可（花坂）上中居悦弘（上天神）松村優貴（上手）
- ・会 計 原田聖士（千手院）
- ・幹 事 浦木勇（五の室）保井久明（相ノ浦）
- ・奉賛会幹事 西本夏也（前連合町内会長）（敬称略）

【問い合わせ】 総務課 TEL 56-3000

<橋本人権擁護委員協議会からのお知らせ>

4月の人権特設相談会のお知らせ

高野町人権擁護委員による人権特設相談所を開設いたします。

人権に関する困り事、心配事でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

相談開設日 4月7日（月） 午後1時から3時まで
（4月・6月・8月・10月・12月の第1月曜日に開設）

場 所 高野町役場2階応接室

【問い合わせ】 総務課 TEL 56-3000

<総務課税務係からのお知らせ>

個人の住民税の均等割額について

東日本大震災復興基本法に基づく防災のための施策の財源とするため、平成26年度から平成35年度までの間、個人の住民税の均等割税率に1,000円を加算する特例が設けられています。平成26年度の均等割額は紀の国森づくり税とあわせ、5,500円になります。

（参考）平成26年度以降の個人の町県民税の均等割の税率の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
県民税	1,500	2,000	2,000	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,000
うち特例分		500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
うち紀の国森づくり税分	500	500	500	500								
市町村民税	3,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,000
うち特例分		500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
計	4,500	5,500	5,500	5,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,000

【問い合わせ】 総務課 税務係 TEL 56-3000

<青少年センターからのお知らせ>

インターネットのセキュリティについて

携帯音楽プレイヤー「iPod touch」「iPad」や、小型ゲーム機「ニンテンドー3DS」等もインターネット通信が可能です。これらに対しては、専用のフィルタリングソフトウェアが提供されていますが、そのフィルタリング設定は保護者に委ねられていることがほとんどです。

つい最近も、インターネットに接続可能な携帯音楽プレイヤーやアプリケーションソフトウェアにフィルタリング等の適切な安全対策がなされていなかったために、保護者の目が届かないところで県内の児童が犯罪被害に遭った例も報告されています。

インターネットは使用環境が整備されていれば、どこでも使い便利ですが、メールの機能等が使えるLINEやポケットコロニーといったものも存在し、判断力のついていない子どもが、知らないうちに悪意のある人に狙われてしまう恐れがあります。

LINEのセキュリティについて

LINEでは、初期設定のまま使用すると自分のアドレス帳に登録されているLINEユーザーを自動的に友達登録し、自分のアドレスに登録しているLINEユーザーに自動的に友達登録されてしまう恐れがあります。「友だちへの追加を許可」をOFFにすることで、友達が第三者に自分の情報を教え知らない間に友達登録される危険も防ぐことができます。ぜひ上記のように設定をOFFにしましょう。

家庭で携帯電話やインターネットの使用ルールを考えましょう！

【問い合わせ】 青少年センター TEL 56-3050

<橋本保健所からのお知らせ>

地域・職域リーダー講習会のご案内

橋本保健医療圏地域・職域連携推進協議会（橋本保健所）では、地域・職域で健康づくりを中心となって実践する者を養成するための「地域・職域リーダー講習会」を開催します。がんは日本人の死亡原因の第1位であり、がんは、発症を予防すること、早期発見がとても重要な疾患です。今回は、中でも消化器系がんについての病態や健診についてお伝えします。職場や地域、家庭での健康管理の向上につなげて下さい。下記連絡先まで多数の申込をお待ちしています。

日 時：3月19日（水）13:30～15:30（受付開始13:00～）

集合場所：橋本保健所 2階会議室

内 容：講演「胃・大腸がん検診について～内視鏡検査を中心に～」

講師 上田消化器・内科クリニック院長 上田 和樹 氏

対 象 者：事業所職員、地域住民

申込方法：電話又はFAXで。

申込〆切：3月13日（木）

【申込み・問い合わせ】 橋本保健所 保健福祉課 TEL 42-5440 FAX 42-0886

<和歌山県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ>

和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」 巡回相談

和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」では、発達障害の理解・子育て・問題行動など、発達障害に関する様々な相談に応じており、今年度も橋本市・伊都地域の方を対象に巡回相談を行います。

対 象：発達障害者ご本人やご家族、支援者等

場 所：橋本保健所

日 時：毎月 第3木曜日

※相談時間については、午前11時～午後4時までの間で1件1時間です

【申込み・問い合わせ】 和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」 TEL 073-413-3200

<健康推進課からのお知らせ>

児童手当制度について

趣旨 児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する制度です。

対象となる児童 満15歳到達後の3月31日までの間にある児童

手当の額

- <所得限度額未満> ・0歳～3歳未満(一律) 15,000円 ・3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円
・3歳～小学校修了前(第3子以降) 15,000円 ・中学生(一律) 10,000円
<所得限度額以上> ・年齢に関係なく一律 5,000円

※第3子の数え方に関する補足

養育する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

(1)認定請求 ・出生などにより、新たに児童を養育することになった場合 ・町外から転入された場合

※支給対象となった日から15日以内に申請する必要があります。さかのぼっての支給はされませんので早めに手続きをしてください。

※請求者は、保護者のうち生計の中心者の方です。

児童手当の趣旨にご理解をお願いします。

○児童手当を受給された方には、この趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。児童の健やかな育ちのために、児童の将来を考え、有効に用いていただきますようお願いします。

『児童扶養手当制度』・『特別児童扶養手当制度』について

児童扶養手当とは、父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として手当が支給される制度です。

対象者は、次の1から7までのいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で一定の障害にある子)を養育する場合に支給されます。 ただし、所得制限があります。

1	離 婚	父母が婚姻を解消した児童
2	死 亡	父又は母が死亡した児童
3	障 害	父又は母が一定の障害にある児童
4	生 死 不 明	父又は母の生死が明らかでない児童
5	遺 棄 (い き)	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
6	拘 禁	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
7	そ の 他	母が婚姻によらないで懐胎した児童、棄児など

特別児童扶養手当とは、中程度以上の障害をお持ちのお子様を監護する親、もしくは親に代わり養育する方に対して、児童福祉の増進を目的に、一定額の手当を支給する制度です。

対象者は、20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害がある児童を監護している父もしくは母、または父母に代って児童を養育している場合に支給されます。 ただし、所得制限があります。

※次の場合は手当が支給されません。

- ① 手当を受けようとする方や対象となる児童が日本国内に住んでいないとき。
- ② 児童が障害を事由とする公的年金[障害年金など]を受けられるとき。
- ③ 児童が児童福祉施設など(通園施設や保育所は除く)に入所しているとき。

※中程度以上の障害とは、政令で定める程度の障害をいいます。

【問い合わせ】 健康推進課 福祉係 TEL 56-2933

<健康推進課からのお知らせ>

医療費助成制度

医療費の全額を助成

障がい者やひとり親家庭、子どもを対象に、支払った医療費の全額を福祉医療費（重度心身障害児者・ひとり親・乳幼児・就学児）として助成しています。

所得制限がありますが、これまで該当しなかった人も所得の変動や家族の扶養状況の見直しなどによって所得制限範囲となり、助成が受けられる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

※上記のほか、医療費助成の種類によって、身体障害者手帳、療育手帳、県外受診に関しては、医療費の領収書などが必要になります。

また、転入により当町で所得及び課税状況等が把握できない人は、前住所地市町村において所得証明または課税証明（控除のわかるもの）が必要です。

申請手続きに必要なもの（共通）

○印鑑 ○医療保険証 ○預金通帳

※医療費助成の種類により添付書類が異なりますので、お問合せください。

医療費助成の種類	対象（一部所得制限あり）	助成対象額（保険診療分）
重度心身障害児者 （所得制限あり） （8月更新）	●身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人 ●療育手帳A1・A2の交付を受けている人 （0～65歳未満） ※但し、65歳未満に受給資格があった人は、65歳以上であっても継続できる場合があります。	入院・通院時の自己負担額 （保険診療分） ※身体障害者手帳3級の交付を受けている人は入院のみ助成
ひとり親家庭 （所得制限あり） （8月更新）	●18歳の年度末までの子どもを養育している母子・父子家庭の父または母、及び子ども ●父母のいない18歳の年度末までの子ども ●父母のいない18歳の年度末までの子どもを監護しており、配偶者のいない人 ※18歳の年度末までの子どもとは、18歳になった日以降の最初の3月31日までの子どものこと	入院・通院時の自己負担額 （保険診療分）
乳幼児 （8月更新）	●6歳になった日以後の最初の3月31日までの子ども	入院・通院時の自己負担額 （保険診療分）
就学児 （4月更新）	●6歳になった日以後の最初の4月1日から15歳になった日以後の最初の3月31日までの子ども	入院・通院時の自己負担額 （保険診療分）

※加入する医療保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、その額を除きます。

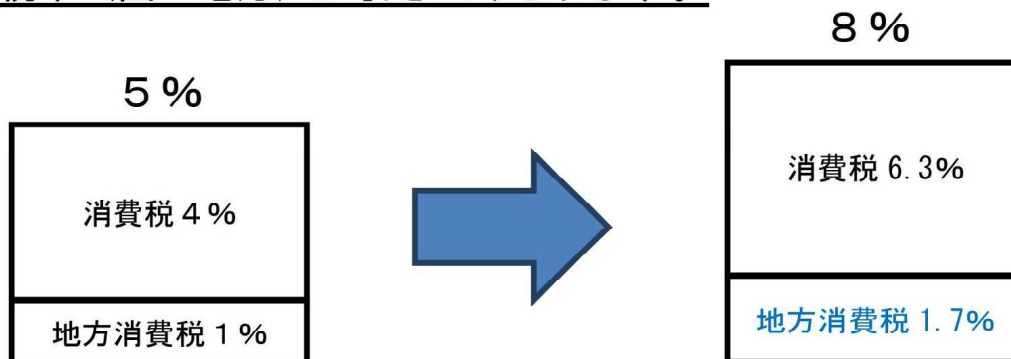
※保険診療以外のものや入院時の食事療養費に係る標準負担額は対象となりません。

保育所・幼稚園・小中学校などでケガ等をした場合は、日本スポーツ振興センター災害共済から医療費などが給付されます。日本スポーツ振興センター災害共済からの給付を優先しますので、上記の医療費の助成を受けた場合は、返還していただくこととなります。ご注意ください。

【問い合わせ】 健康推進課 福祉係 TEL 56-2933

消費税率（国・地方）の引上げについて

1 消費税率（国・地方）が引き上げられます。

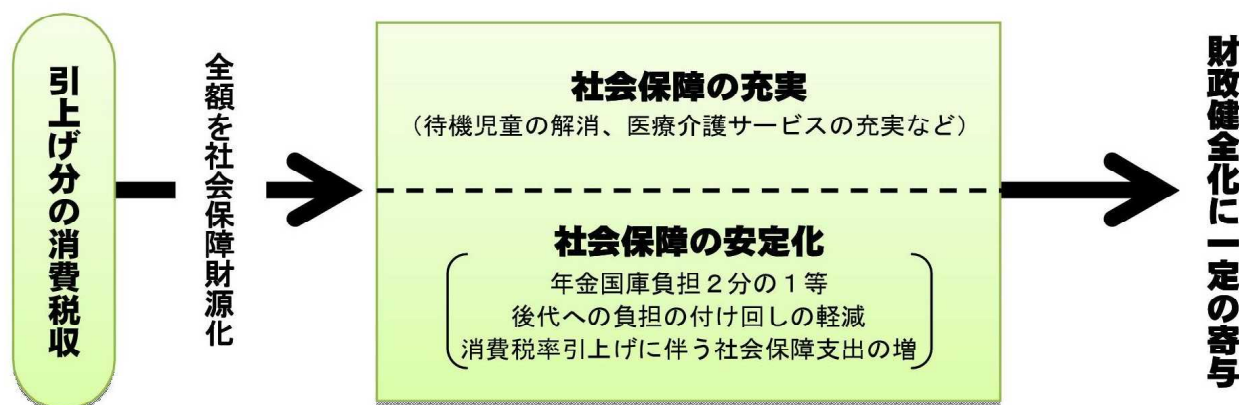


平成 26 年 4 月 1 日～

※ 地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。

※ 消費税率 10%（消費税 7.8%・地方消費税 2.2%）への引上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行います。

2 引上げ分の消費税収（国・地方）はすべて社会保障財源化されます。



3 円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。

○ 消費税率（国・地方）の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。

ご相談がある方は以下の相談窓口にお問い合わせください。

消費税価格転嫁等総合相談センター 専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】 平日 9:00～17:00（平成 26 年 3 月・4 月は土曜日も受付）

※ お住まいの地域に応じて、以下の通話料金がかかります。

● 固定電話：8.5 円～80 円/3 分間、携帯電話：90 円/3 分間、公衆電話：30 円～220 円/3 分間

HP上の専用フォーム：<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24 時間受付）

【問い合わせ】 総務課 TEL 56-3000

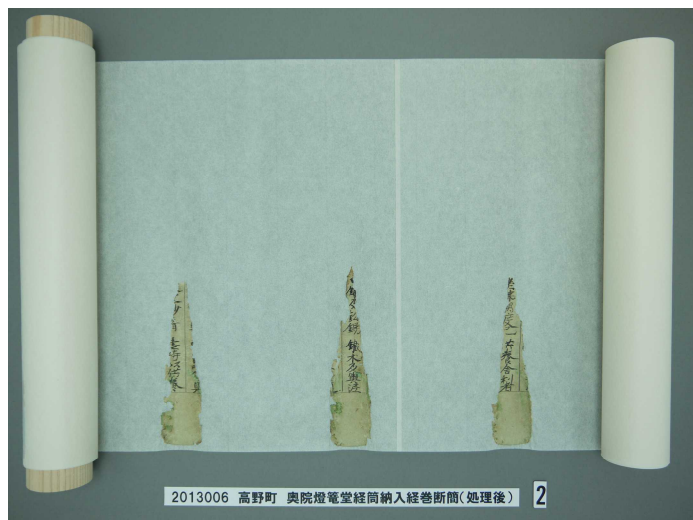
<教育委員会からのお知らせ>

平成25年度 奥院燈籠堂経筒納入経巻断片修復事業の終了について (報告)

昭和40(1965)年の高野山開創1150年記念大法会の記念事業として、奥院御廟に隣接するかたちで新灯籠堂の建設工事が昭和37(1962)年6月より着工されました。その過程のなかで、陶磁器類や納骨器、一石五輪塔など多くの遺物が発見されました。そのうち陶製外容器、漆塗木製内容器、銅経筒などは「比丘尼法薬埋納経塚遺物」(平安時代)として、重要文化財に一括指定されています(金剛峯寺蔵)。しかし残念なことに、今から約50年前の当時、工事で出土した多くの遺物のすべてが適切に保管されたわけではなく、なかには出土は確認されたものの、その後、所在が不明になっている遺物も多数ありました。高野町教育委員会では、それら遺物の所在を随時探していましたが、平成24年において、それら所在不明の遺物のひとつである納入経(お経)の所在が判明しました。

見つかった納入経は、経年劣化により断片化しているうえに、紙同士の癒着が目立つため、平成25年度事業として保存科学による修復処理を実施する運びとなりました。

その結果、今回見つかった納入経の断片は『妙法蓮華経』(法華経)のうち、「方便品第二」と、「安楽行品第十四」の部分であることがわかりました。また軸木と思われる木製品も1点確認することができました。遺物状態から年代特定まではできなかったことが残念ではありますが、貴重な文化遺産のひとつが修復され、本町に戻ってきたことは非常に意味のあることだと考えています。今後は活用も視野に入れながら、保存・収蔵方法についても考えていきたいと思っております。



保存処理された納入経の一部



保存処理後収納状態

【問い合わせ】教育委員会 TEL 56-3050

<高野町消防本部からのお知らせ>

消防団へ特殊切手が贈呈されました

日本郵便株式会社は、1894(明治27)年の消防組規則によって消防組(消防団の前身)が発足して120年を迎えることを記念して、特殊切手「消防団120年」を発行しました。

1月12日(日)に高野町消防団のこれまでの功績と今後の発展を祈念し、日本郵便株式会社近畿支部から岩本雅和消防団長へ「消防団120年切手」が贈呈されました。



【問い合わせ】高野町消防本部 総務係 TEL 56-3820

<和歌山県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ>

平成26年度 後期高齢者医療の健康診査のご案内

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ
生活習慣病の早期発見のため、健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。

(昨年までのように、往復はがきで受診券発行の申込みをする必要はありません。)

※今年から、ご案内の往復はがきはお送りしません。

■検査項目【みなさんに実施する項目】

問診、計測（身長、体重、BMI、血圧）、診察（身体診察）、脂質（中性脂肪、HDL、LDL）、肝機能（GOT、GPT、 γ -GTP）、尿・腎機能（尿糖、尿蛋白）、代謝系（ヘモグロビンA1c）

【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】

貧血検査（色素量、赤血球数、ヘマトクリット値）、心機能（心電図検査）、眼底検査

■実施期間 平成26年6月2日～平成27年2月28日

■自己負担 600円

■実施場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

- すでに同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など定期的に健康管理が行われている場合は、受ける必要はありません。
- 生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか、主治医に相談してください。

【問い合わせ】 和歌山県後期高齢者医療広域連合 TEL 073-428-6688

<日本年金機構からのお知らせ>

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、年金を畳結できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めに申込みください。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限(平成26年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合位、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

【ご注意】

○平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せ

国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル) **0570-011-050**

050 から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

(受付時間) 月曜日 午前 8:30～午後 7:00

火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15

第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください

3月 健康づくりだより

こどもの健康づくり(3月分)

予防接種	ワクチン名	対象児	実施日	会場	
	四種混合、三種混合、不活化ポリオ 日本脳炎、BCG、麻しん・風しん	個別通知します	10日(月) 18日(火)	高野町保健福祉センター (受付時間13:00~14:00)	
※富貴地区の児童は随時、富貴診療所で行います					
健康診査・相談	乳幼児健診の対象児		健康相談の対象児		実施日/会場
	4ヶ月児	平成25年11月生まれ	4ヶ月児	平成25年12月生まれ	
	6ヶ月児	平成25年 9月生まれ	6ヶ月児	平成25年10月生まれ	
	10ヶ月児	平成25年 5月生まれ	10ヶ月児	平成25年 6月生まれ	
	1歳6ヶ月児	平成24年 7月生まれ	1歳6ヶ月児	平成24年 8月生まれ	
	3歳6ヶ月児	平成22年 7月生まれ	2歳6ヶ月児	平成23年 8月生まれ	
		3歳6ヶ月児	平成22年 8月生まれ		
25日(火) 高野町保健福祉センター (健康相談 10:00~11:00) (乳幼児健診13:30~14:00)					

大人の健康づくり(3月分)

26年度各種がん検診・集団健診のご案内を、3月中旬に郵送でお届けします。

◎40歳以上の方には、肺がん・胃がん・大腸がん検診の無料受診券を同封しています。

乳がん検診(30歳以上)、子宮がん検診(20歳以上)の受診券につきましては、自己負担金と引換えに役場窓口で交付します。

◎集団健診の申込ハガキを同封していますので、期日までにお申込みください。

集団健診日程

- 4月16日(水)筒香多目的集会所・・・特定健診、各種がん検診 ※乳・子宮がん検診は不可
- 4月23日(水)東富貴多目的集会所・・・特定健診、各種がん検診
- 5月14日(水)保健福祉センター・・・特定健診、各種がん検診 ※乳・子宮がん検診は不可
- 5月15日(木)保健福祉センター・・・特定健診、各種がん検診
- 10月9日(木)保健福祉センター・・・特定健診、各種がん検診

会場名	実施日	実施時間	備考
東細川集会所	3日(月)	9:30~10:00	
西細川多目的集会所	3日(月)	10:10~10:40	
細川団地集会所	3日(月)	10:50~11:10	
高野山多目的集会所	3日(月)	13:30~15:00	
相ノ浦集会所	5日(水)	10:00~10:30	
桜茶屋(秋月様宅)	12日(水)	12:30~13:00	
西郷集会所	12日(水)	13:10~14:00	
湯川集会所	13日(木)	10:00~10:30	理学療法士が同行します。
高根集会所	17日(月)	10:00~10:30	
大滝集会所	17日(月)	13:30~14:00	
神谷多目的集会所	20日(木)	10:00~10:30	10:30~生活リハビリ(500円)
下筒香集会所	24日(月)	9:30~10:00	
(旧)筒香小学校	24日(月)	10:10~10:50	
杖ヶ藪 龍福寺	24日(月)	13:30~14:00	
保健師による相談と簡単な健康チェック(血圧測定、検尿等)を行います			

【問い合わせ】 健康推進課 健康づくり係(保健師) TEL 56-2933

<健康推進課（高野町国民健康保険）からのお知らせ>

4月1日、国保の保険証を更新します

現在ご利用の保険証は3月31日で期限切れとなります。
新しい保険証は、3月下旬に郵送にてお届けします。

保険証が届きましたら、お名前や住所等に誤りがないかご確認ください。
4月になっても保険証が届かないという場合には、お手数ですがご連絡をお願いします。

**70～74歳の方の『高齢受給者証』につきましても、
更新の上、保険証とは別便で郵送します。**

※保険税の滞納者に対しては、『有効期限の短縮』等の措置を行います。
お心当たりのある方は早急に納付してください。

【問い合わせ】 健康推進課 健康づくり係 TEL 56-2933（内線133）

<高野町体育協会からのお知らせ>

高野町民ゴルフコンペのご案内

第6回町民ゴルフコンペを開催します。皆様のご参加お待ちしております。

- 日 時：3月22日（土）午前8時30分より随時スタート
- 場 所：紀伊高原ゴルフクラブ
- 会 費：お一人様 3,000円
(会費につきましては、昼食代及び懇親会費を含みます。)
(※プレー費12,020円は各自でご負担ください。)
プレー終了後、懇親会を予定しております。
- お申込：3月14日までに下記お問い合わせ先まで申込みください。
FAXの場合は氏名及び連絡先を記入してください。



【問い合わせ】 高野町体育協会事務局（中央公民館内） TEL 56-2076 FAX 56-4831

高野町の人口(1月末日現在) ◆人口 3,445 人(前月比 -26)男 1,687 人/女 1,758 人◆世帯 1,757 戸(前月比-13)

発行・編集：H26.2.28 高野町企画財政課 / 〒 648-0281 高野町大字高野山 636 番地

TEL:0736-56-3000（代表） FAX:0736-56-4745 インターネット URL <http://www.town.koya.wakayama.jp/>